

申請書の概要

令和5年1月23日に、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（注）から提出された中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

（注）東ソー日向株式会社は、東ソー株式会社の 100%子会社であり、本邦における唯一の電解二酸化マンガン生産者である。

1. 不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

（1）中国産品の第三国への輸出価格は正常価格を下回っている。

（2）中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び国外において、その追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が再発するおそれがある。

2. 本邦の産業に与える実質的な損害の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

（1）中国産品が第三国への輸出価格と同一価格で本邦に輸入された場合、当該価格は国産品の国内販売価格を概ね下回っている。

（2）本邦産業は、不当廉売関税の課税後、中長期的な事業の継続を可能とするレベルに回復したものの、国内需要の減退や製造原価の上昇等により安定的な事業環境が損なわれた場合、業績も影響を受ける可能性があることに加え、不当廉売された指定貨物の輸入が再開することで厳しい状況に陥るおそれがある。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入により本邦の産業に与える実質的な損害の事実が再発するおそれがある。

3. 以上のことから、中国産電解二酸化マンガンに対して不当廉売関税の課税期間の延長を求める。

（以上）